

議案第6号

二宮町行政手続条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月26日提出

二宮町長 村田 邦子

[提案理由]

行政不服審査法の改正により、制度が全面的に見直されたことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

## 二宮町行政手続条例の一部を改正する条例

二宮町行政手続条例（平成9年二宮町条例第1号）の一部を次のように改正する。  
第3条第10号中「異議申立て」を「再調査の請求」に、「決裁」を「裁決」に改める。

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 二宮町行政手続条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 審査請求、<u>再調査の請求</u>その他の不服申立に対する町の機関の<u>裁決</u>、決定その他の処分の手続又は第3章に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導</p> <p>(11) (略)</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 審査請求、<u>異議申立</u>てその他の不服申立に対する町の機関の<u>決裁</u>、決定その他の処分の手続又は第3章に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導</p> <p>(11) (略)</p>